

知っていますか?

障がいのある人 と人権



市制60周年記念共同制作【貼り絵】

『おやま我がまち 我がふるさと』 —おもいがわ桜の咲く頃—

※ 1 地域活動支援センター 小山こすもす園

私たちは、だれもが人間として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利を生まれながらに持っています。それは、性別や年齢、国籍などの違いに関係なく保障されています。もちろん、障がいの有無も関係ありません。

日本では障がいのある人のための法律や制度が作られ、環境も整備されつつあり、国民の人権意識も向上しています。それでも、現実には障がいのある人が困難を感じる場面はまだ多くあります。

障がいのある、ないにとらわれず一人の人間として相手の立場に立って考えてみるのが大切です。私たちの心からバリア（障壁）をなくし、だれもが共にいきいきと暮らしていける共生のまちを築いていきましょう。

小 山 市
小山市教育委員会

『障がいのある人を取りまく状況と人権課題』

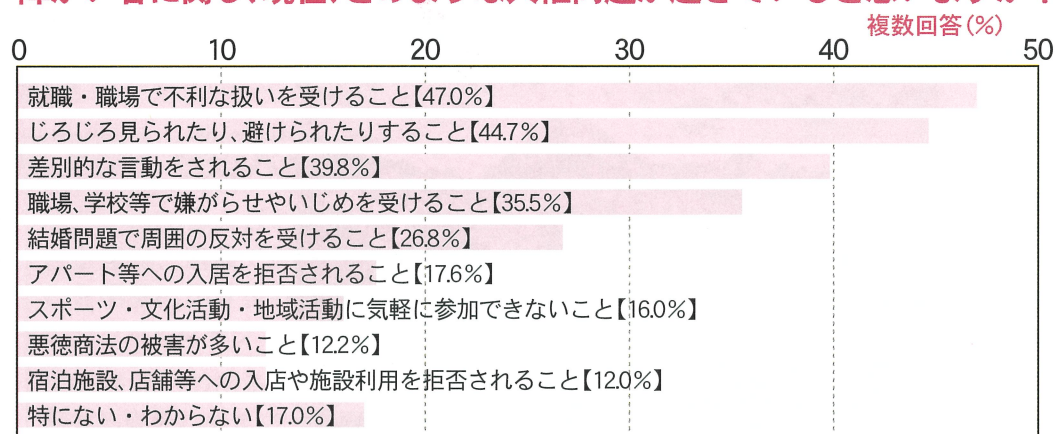
私たちの身の回りで、障がいのある人が、様々な不便を感じたり、虐待を受けたりはしていませんか。

栃木県では2013（平成25）年度、障がいのある人への虐待は18件の認定がありました。2014（平成26）年に実態調査を行ったところ、県内の障がいのある人の約3割は差別があると答えています。

全国でも、家族や福祉施設の職員から暴行や暴言、放置などの虐待を受けた障がいのある人が2013（平成25）年度、2,266人、うち3人が死亡、家庭での虐待が約7割を占めています。

障がいのある人の自立や社会参加が阻まれる要因の一つに、十分な理解や配慮不足があげられます。

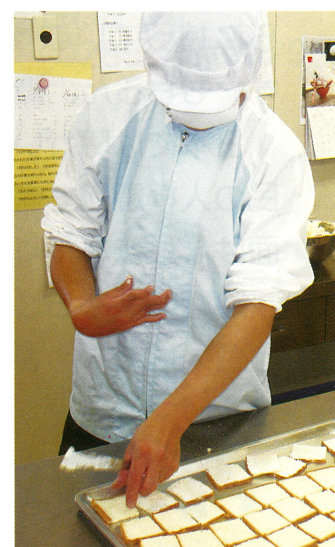
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成24年8月調査）から 障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



障がいのある人がない人と同様に教育を受け、仕事をし、スポーツや娯楽を楽しむために、様々な場所に自由に出かけられるといった状況は、いまだにわずかししか実現していません。

また、障がいのある人の就労を支援し、雇用を促進するために、各種制度が設けられていますが、県内の2014（平成26）年の障がい者雇用率は、1.76%で全国40位と低い水準に留まっています。

このような活動制限や参加制約といった障壁を減らすためには、障がいのある人の意見を取り入れた環境整備が必要です。障がいのある人自身が生活に必要なものを考え、政策や計画を立てる場にも参画し、自分の生活を自分で決めてコントロールしていくことも大切な人権なのです。



障がいのある人が働く職場の様子

『小山市の取り組み』

小山市では、小山市障がい者プラン21を作成し、『共に歩み支えあい、誰もが住みやすい小山』の理念に基づき、障がいのある人の虐待防止、成年後見制度の周知等、障がいのある人の権利を守る事業を進めています。

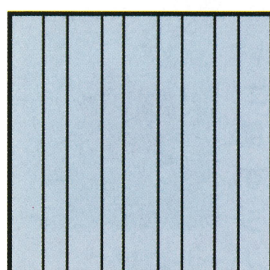


小山市社会福祉協議会主催の
サマーボランティアスクール

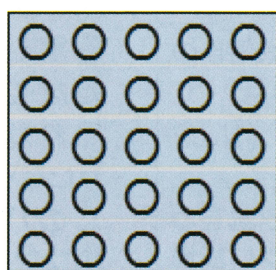
盲導犬体験・アイマスク体験



《点字ブロック》



誘導ブロック



警告ブロック



『心のバリアフリーを目指して』

障がいのある人の権利を尊重することが、真のバリアフリー実現への道です。共に生きる社会を作り上げるには、障がいを理解し、人の心の中にあるバリアを取り除くことが必要です。

障がいとは身近なものであり、「共生社会」の実現は、わたしたち一人ひとりの意識が重要なのです。障がいというのは、体の障がいだけではなく、一見しただけではわかりにくいものもあります（※2）。だからこそ、だれもが暮らしやすい社会づくりが大切なのです。

『障害者権利条約』

2006(平成18)年、国連総会において採択されました。障がいによる差別のない社会の実現を目指す条約に2007(平成19)年、日本政府も署名しました。国際的にも様々な取り組みが進んでいます。

日常生活や仕事の中で、ほんの少しの配慮や工夫をしていくことが、共生社会の実現につながります。障がいのある人を見かけたら「何かできることはありますか。」と声をかけるなど、あなたにできることからはじめてみませんか。小さなことでも、その人にとってはとても助かることかもしれません。障がいがあるから無理だろうと決めつけず、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

こうした小さな行動の積み重ねが、共生社会を作り上げていくのです。

『共に生きるために』

ユニバーサルデザインの考えは、私たちの身近なところでたくさん活用されています。

みんなが便利で
使いやすいことだね!

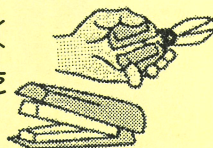
それがユニバーサル
デザインっていうのよ。



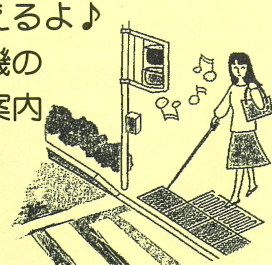
低い位置で使える
自動販売機や公衆電話

わかりやすいね!
テレビの字幕放送、副音声
ボタンが大きなリモコン

使いやすく
工夫された
文房具



聞こえるよ♪
信号機の
音声案内



にぎりやすいよ!
ペットボトルのくぼみ
容器のきざみで区別できる
シャンプーとリンス

ご存知ですか? このマーク

	障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク		耳に障がいのある人をしめすマーク
	体に障がいのある人が運転する車をしめすマーク		身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク
	耳に障がいのある人が運転する車をしめすマーク		人口肛門・人口膀胱をつけた人が使いやすい設備があることを表します
	目に障がいのある人の世界共通のシンボルマーク		体の中に障がいのある人を表します

※1 地域活動支援センターとは障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動を行います。

※2 みえない障がいバッチ

理解していただくこと
それが手助けになります。
このバッチ



のスマイルハートには
『やさしい心で 温かく
見守ってほしい』
『純粋な心』の 二つの意味
が込められています。
バッチは小山市役所福祉課で
配布しています。

●お問い合わせ
0285-22-9629

☆障がいのある人の相談窓口

障がいのある人ご本人や家族の方の心配や悩みについて、
また、福祉サービス等ご相談ください。専門の相談員が承ります。

場 所：市保健福祉センター1階

小山市障がい者相談支援センター

TEL・FAX 0285-23-5050

日 時：月～金曜日 8:30～17:15

※通常開設日、開設時間以外にも留守番電話で案内する番号へ
かけていただければご相談に応じます。

